

平成27年度 武雄の物産まつり 出店要項

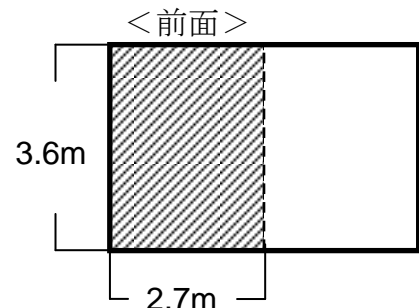
□開催日時 : 平成27年11月14日(土) 9:30~17:00
11月15日(日) 9:00~16:00
□場所 : 武雄市文化会館 大ホール前駐車場

1. 出店業者の範囲

- ①武雄市内の業者(武雄市内に店舗または事業所を有する者)とします。
但し、武雄市との深い交流がある市町村、事業所などについて、実行委員会が認めた場合には例外を認めるものとします。
- ②出店者は**必ず2日間全て出店する**ものとします。
(1日間のみ出店することはできません)

2. 出店の小間及び小間料(2日間)

- ①1小間のスペースは、テント半分
間口**2.7m** 奥行**3.6m**です。(右図参照)



- ②小間料は、**1小間: 5,000円**とします。
- ③出店申込み時に希望小間数をご記入いただきます。

※飲食コーナーにつきましてはスペースの都合上、最大2小間までのお申し込みとさせていただきますのでご了承下さい。

- ④長机(45cm×180cm)の貸し出しについては、有料(500円/1台)で貸し出しを致します。**※椅子の貸し出しは、行いません。**
- ⑤電気を利用される場合は**有料**となります。
電気料は1,000W以下を1,000円、1,000W増すごとに1,000円の追加料金が発生します。

※出店申込書に使用器具名と使用ワット数を必ず記載して下さい。
(器具とワット数は当日確認させていただく場合がございます。)

3. 小間の位置

出店者の小間配置は、出店者会議にて決定します。
欠席の場合は、事務局で配置します。

4. 電気・火気の使用

火気を使用する場合は、申込書に記入し事前に実行委員会の承諾が必要です。

必要電力は正確に申請してください。

電気ストーブの使用は禁止です。

火災防止の為、水入りバケツ・消火器等の火災防止用具を必ずご準備下さい。

※ 自己の小間内で生じた火災・事故・損害等の発生に対しては、出店者がすべての責任を負うものとします。

5. 会場の管理

小間内の管理は全て出店者の責任で行ってください。

小間及び周辺の清掃は、責任を持って行ってください。

売場で生ずるゴミについては、各事業所で必ず持ち帰ってください。

出店スペース内での喫煙はご遠慮ください。喫煙する方は喫煙所にてお願いします。

貴重品には十分ご注意ください。

※夜間は会場内に警備員を配置しますが、特に貴重品はお持ち帰りください。

6. キッチンの利用

保健所の指導により、飲食コーナー付近にキッチンを配置しておりますが、こちらをご利用の際は水洗いのみでお願い致します。

油污れもの、食べ残し汁などは絶対に流さないで下さい。

洗剤等をご利用の場合は、文化会館内の料理実習室をご利用下さいますようお願い申し上げます。

※食べ残しについては各自出店者で処理できるもの（残飯用のポリバケツ等）をご用意下さい。

7. 搬入・搬出

(1) 搬入

11月14日（土）～15日（日）の搬入時間は、決定次第お知らせいたします。
搬入時間以外は会場内への乗り入れはできません。搬入時間は必ずお守り下さい。
会場内には出店者の車は駐車できません。指定された場所に必ず駐車してください。

(2) 搬出

11月15日（日） まつり終了後

※搬出時間は会場内の状況に応じて判断します。実行委員会の指示に従って下さい。
会場内の設営撤去及び清掃を同時に行いますのでご協力ください。

(3) その他

実行委員会が発行する「通行許可証」を搬入搬出車輛の確認できるところに置いてください。（※「通行許可証」は必要枚数を申込書に記入ください。）

「通行許可書」の発行は必要最小限で申請してください。

また、移動をお願いする事がある場合に備え、搬入搬出車輛のナンバーを
出店申込書へご記入下さい。

会場内の設備・機械等を一部でも破損した場合は、復旧費用の全額をご負担
いただきます。

本要項における決まりを守られなかった場合、来年度の出店を制限させていただきますので、ご了承下さい。

【出店申込み締切日：9月25日（金）】

※なお、場所決め等の都合上、締切日以降の申し込みについては
お受けできませんので、あらかじめご了承下さい。

■ 申込・お問い合わせ先

武雄市商工会 北方事務所 担当（光武） TEL：36-2111 FAX：36-3417

山内事務所 担当（宮原） TEL：45-2505 FAX：45-2443

武雄商工会議所 担当（岩永） TEL：23-3161 FAX：23-3160